

F I T 制度見直しの詳細制度設計等 について

平成28年6月
資源エネルギー庁

- 本小委員会(再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会)における議論を踏まえ、国会に提出した「**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律**」(FIT法改正法)が本年5月25日に成立した。
- 来年4月1日を同法の施行日と法律上定めており、施行に向けた詳細ルールを速やかに決定・公表することが重要であるため、前回の議論に引き続き、**本改正法の運用(主に省令事項)に関する主要論点について、現在の検討状況を報告する**。本日の議論を踏まえた上で、省令案に関するパブリックコメントの手続を早急に開始することとしたい。

目 次

1. 認定関係

- ① 新認定制度の申請手続
- ② 系統入札プロセスに関する経過措置
- ③ 新たな未稼働案件の発生防止に向けた仕組み
- ④ みなし認定案件の取扱いについて

2. 系統関係

- ① FIT電源の接続義務
- ② 公平・効率的な出力制御
- ③ 送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法

3. 減免関係等

- ① 減免制度の見直し
- ② その他の事項

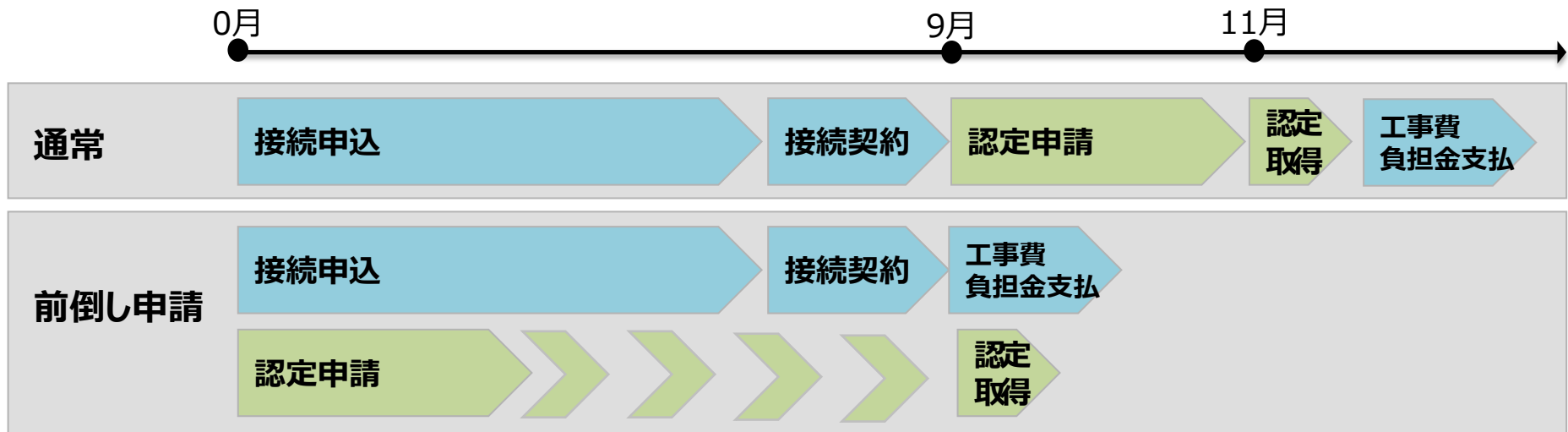
4. RPS関係

1 - ①. 新認定制度の申請手続

<認定申請のタイミング>

- 新認定制度において、接続契約の締結が認定基準の一つとなるが、接続契約締結後でなければ申請できないとすると、プロセスが長期化してしまうことが懸念される。
- このため、**接続契約締結の有無に関わらず認定を申請できる**こととし、申請受付後順次審査を行う仕組みとすることで、手続の迅速化を図る（標準的な審査期間は現行2ヶ月）。これにより、他の審査プロセスが終了していれば、接続契約締結後、**申請者から接続契約書の写しが提出され次第、認定が行われることとなる。**
- なお、現行制度において、工事費負担金の電力会社への支払期限は、原則、接続契約後1月以内とすることとなっており、新認定制度においても、**原則として接続契約後1月以内**とする。（ただし、電力会社との協議により、認定の取得から1月以内まで期限を延長することができることとする。）

<新認定制度における標準的な手続の流れ>

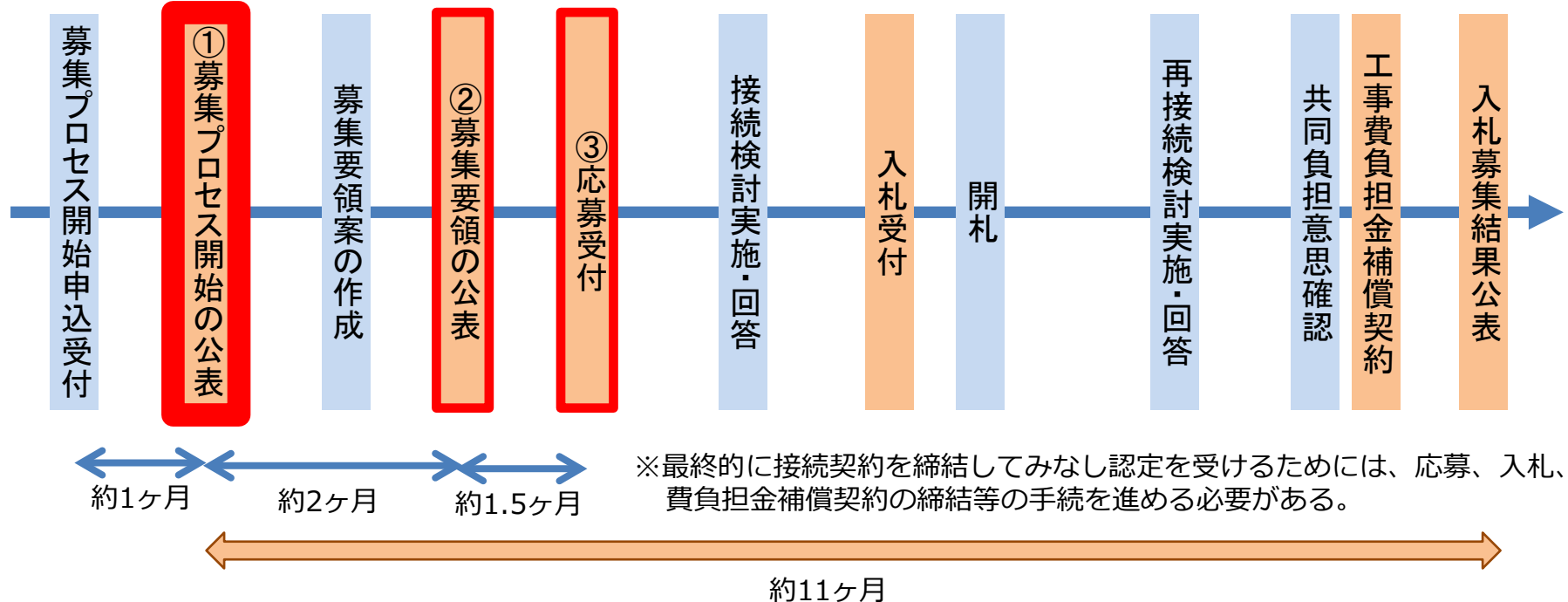


※接続契約とは、電力会社による連系承諾と工事費負担金の金額についての契約を含んだ契約とする。

1 - ②. 系統入札プロセスに関する経過措置

- 改正法施行日（平成29年4月1日）において、接続契約が締結済み（発電開始済みを含む）の既認定設備については、新認定制度による認定を受けたものとみなす仕組みとなるが、電源接続案件募集プロセス（いわゆる系統入札）に入っている案件には（平成28年10月1日以降に募集プロセスが終了するものを含む）、**募集プロセス終了の翌日から6ヶ月間の認定の猶予期間を設定**している。
- この猶予期間が適用される条件としては、①対象エリアが決定する募集プロセスの開始、②設備増強工事の内容が示された募集要領の公表、③FIT認定事業者が募集プロセスへの参加意思を示す応募受付、などが考えられるが、募集プロセス開始の時点で暫定的に送電系統の容量が確保され、以後は募集プロセスの実施が前提とされることから、**①募集プロセス開始の公表がされていることをもって猶予期間設定の条件とする。**

<電源接続案件募集プロセスの標準的なフロー>



1 - ③. 新たな未稼働案件の発生防止に向けた仕組み

- 新制度において買取価格の決定は認定取得時としているが、運転開始まで長期間を要する場合、買取価格設定の際に想定したコストと実コストとの乖離が生じる。早期の運転開始（実際の発電開始）に向けたインセンティブをFIT制度上設けることとする。
- 具体的には一定の合理的な期間内に運転開始することを求めることとし、本年8月1日以降に接続契約（工事費負担金契約まで）を締結する案件を対象とする。

① 運転開始期限設定の考え方

- 対象電源については、当面、時間が経過するにつれ、買取価格設定の際に想定したコストと実コストとの乖離が大きくなっていくと考えられる太陽光発電を対象とする。
- 期限については、認定～運転開始までの期間の実データや、事業者ヒアリング等を踏まえた認定取得後の工事や手続等に通常要する時間を考慮すると、
→事業用太陽光では3年、住宅用太陽光で1年とする。
- なお、認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定に移行した日（平成29年4月1日等）から運転開始までを一定の期限の対象とする。

太陽光の認定から運転開始までの期間の分布

	1年以内	1年超	未運開
住宅用（10kW未満）	92.9%	1.1%	5.9%

	2年以内	2年超	未運開	廃止
事業用※	59.8%	15.3%	18.1%	6.8%

出所：認定データ等を元に資源エネルギー庁作成

※事業用については、平成25年度認定案件のうち、400kW以上の設備について行った報告徴収に基づき、新たな認定制度の要件を満たしうるものを対象に分析したものの

② 運転開始期限を超過した場合の対応

- **事業用太陽光：**
運開遅延による利益を発生させないよう、期限を過ぎた場合、認定時の価格から買取価格を毎年一定割合（例：年5%）下落させるか、買取期間を短縮させる。系統事由等、個別の事情は考慮しない。
※（買取価格の）入札対象の事業用太陽光については入札参加要件などを定める入札実施指針の議論を経て対応を決定する。
※買取価格の引下げ幅・買取期間の短縮度合い等については、調達価格等算定委員会で議論。
- **住宅用太陽光：**
系統事由は発生せず、速やかな運転開始が期待できることから、期限内に運開できない場合は、認定を失効。

③ 土地・設備の確保に関するルール

- 土地・設備の確保に関する270日ルールについては、認定の自動失効ではなく、取消し事由とする。
- また、設備の変更に伴い新しい認定を求め、買取価格を変更させる仕組みは新制度以降は適用しない。

1 - ④. みなし認定案件の取扱いについて

- 経過措置において、現行制度で認定を受けた案件で一定の条件を満たす場合は、新認定を受けたものとみなすこととしており、既に発電事業を実施していることについての一定の配慮は必要なものの、新制度において認定基準として設定され、**事業者が遵守すべきとされる事項（適切なメンテナンス、法令遵守等）については、原則、同様に遵守**していただくことが必要である。
- また、新認定制度では事業計画認定となることから、みなし認定で新制度に移行した案件については、追加的に必要な事項（設備更新・廃棄のスケジュール、各種遵守事項への同意）について提出することになっているが、提出期限については、**みなし認定に移行した時点から6ヶ月**とする。

<主な認定基準のみなし認定案件への適用>

- 適切な保守管理・維持管理を行うこと
- 送配電事業者が行う出力制御に適切な方法で協力を行うこと
- 事業者情報について適切な方法で掲示を行うこと
- 経産大臣に、発電事業に係る情報を提供すること
- 廃棄やリサイクルなど、事業期間終了後の対応について、明確な見通しがあること
- 法令・条例を遵守すること 等

→みなし認定案件についても適用

- 一定の期間内に運転開始することができる計画であること

→みなし認定案件については、みなし認定に移行した日から起算して、事業用太陽光は3年、住宅用太陽光は1年以内に運転開始を求めるものとする。

- 特段の理由がないのに一の場所において複数の再エネ発電設備を設置しようとするものでないこと（分割禁止）

→みなし認定案件については適用せず。

<みなし認定案件の手続き>

【H28.6.30までに認定を取得した案件】

- **H29.4.1時点で接続契約締結済み**
→新認定とみなされた上で、**H29.9.30までに事業計画を提出**
(H29.4.1時点で接続契約未締結の場合は失効)

【H28.7.1～H29.3.31に認定を取得した案件】

- **認定取得から9ヶ月以内に接続契約締結**
→新認定とみなされた上で、**接続契約締結から6ヶ月以内に事業計画を提出**
(認定取得から9ヶ月以内に接続契約未締結の場合は失効)

※ただし、上記の例外としてH29.4.1時点で手続中の電源接続案件募集プロセスに応札する案件については、以下のとおり。

- **募集プロセス終了後6ヶ月以内に接続契約締結**
→新認定とみなされた上で、**接続契約締結から6ヶ月以内に事業計画を提出**
(途中離脱やプロセス終了後6ヶ月以内に接続契約未締結の場合は失効)

※「接続契約」は、各電力会社・規模等によって運用が異なるため、要件を満たす上で必要となる契約書類を具体的に整理して、今月中をメドに公表する。

2 - ①. F I T 電源の接続義務

- 現行 F I T 法第 5 条は、**接続義務と優先給電**を規定している。
- 今回の改正に伴い、現行 F I T 法第 5 条が削除された後も、接続義務については従前より電気事業法に基づき、全電源に対してオープンアクセス義務が定められており、**電気事業法及び改正 F I T 法に基づく省令・運用等で、現在と同内容の措置を対応すること**とし、F I T 電源の円滑な系統接続を確保する。

<現行 F I T 法第 5 条の内容と改正後の対応>

項・号	内容	改正後の対応
第1項 第1号	接続契約の正当拒否事由①： 事業者が接続に必要な費用を支払わない場合	電事法第17条第4項で対応 (事業者が接続に必要な費用を支払わない場合は、正当な理由に該当する)
第1項 第2号	接続契約の正当拒否事由②： 電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき	電事法第17条第4項で対応 (当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるとき)
第1項 第3号	接続契約の正当拒否事由③： 省令で定める正当な理由があるとき (出力制御ルール・指定電気事業者制度等)	F I T 法の新省令にすべて規定予定 (ただし、電事法第17条第4項や託送約款で対応可能なものもあり)
第2項	接続が円滑に行われぬ場合における、電力会社に対する経済産業大臣の指導・助言	電事法第23条第2項(停止・変更命令) 電事法第27条第1項(業務改善命令)で対応
第3項	正当な理由なく接続を行わない電力会社に対する経済産業大臣の勧告	電事法第23条第2項(停止・変更命令) 電事法第27条第1項(業務改善命令)で対応
第4項	勧告に従わない電力会社に対する経済産業大臣の措置命令	電事法第23条第2項(停止・変更命令) 電事法第27条第1項(業務改善命令)で対応

<電気事業法>

第17条

- 4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(禁止行為等)

- 第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

- 二 その託送供給及び発電量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(業務改善命令)

- 第27条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 - ②. 公平・効率的な出力制御

- 出力制御については、これまでの審議会の議論の中で、「出力制御を受ける発電事業者間の公平性」や、「効率的な出力制御のための柔軟性」の確保が必要である等の指摘がなされてきたところ。
- こうした原則に則った形で、今後、具体的に出力制御が必要になった場合に対応できるよう、今後、**出力制御の公平性確保に関するルールを整備**することとし、これを踏まえ、送配電事業者が適切に出力制御の運用を行うよう求める。
- また、次のような出力制御が可能となるように、**FIT発電事業者に対し、上述のルールに沿って送配電事業者による系統安定化対策としての出力制御へ協力することを、新たな認定要件において定めるものとする。**
 - ✓ **出力制御を経済的に調整する手法の活用**

今後、本土（離島以外）で出力制御が起きる際に、住宅用太陽光等の小規模電源の出力制御の頻度を減少させ、物理的な制御の実運用を効率化できる（なお、逸失電力量の算定方法、買取価格の異なる電源間の調整方法等について、引き続き実務的な検討が必要）。
 - ✓ **部分制御を考慮した時間評価の適用**

風力発電への出力制御の運用について、日本風力発電協会より、部分制御を考慮した時間評価が提案されており、関係者に周知・要請を進めているが、これが自治体において維持・運営している風力発電も含めた全ての風力発電について適用されていくことを促すことにより、公平・効率的な出力制御が可能となる。

2-③. 送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法

- 国全体でFIT電気を広域的・効率的に使用することによって再生可能エネルギーの最大限の導入を促進する観点から、送配電事業者が調達したFIT電気は、原則として、卸電力取引市場を經由して小売に引き渡すこととする。
- その上で、電源を特定した供給が必要となる場合や市場が使えない場合等において、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく送配電事業者と小売電気事業者との相対供給を可能とする。

<改正法第17条に基づく引渡しの詳細（省令事項）>

	契約上の電気の流れのイメージ	詳細
1項	<p>(1) 市場経由の引渡し</p> <p>市場での買い付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ この引渡しを原則とする。 ■ 旧一般電気事業者内のやり取り（法律上は「使用」）についても同様とする。
2項	<p>(2-1) 電源・供給先固定型</p> <p>送配電事業者</p> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。 ※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者に供給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 発電・小売双方の間に契約が成立していることが条件。 ■ 地域をまたぐ場合は、連系線の確保が必要。
	<p>(2-2) 電源・供給先非固定型</p> <p>送配電事業者</p> <p>※個別の電源は特定されず、小売電気事業者にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 利用できる場合は、 <ol style="list-style-type: none"> ①市場が存在していない地域（沖縄・離島等） ②市場が存在していても使えない場合等（災害時等）

3-①. 減免制度の見直し

- 賦課金減免制度については、①国際競争力維持・強化等の制度趣旨の徹底、②省エネの取組みを確認し、それに応じた減免率の設定を可能にするという方針の下で制度の見直しが行われた。

- 今後は、①、②の観点を踏まえ以下の基準作成等を進めていく。

第1項「製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の**政令で定める倍数**」（製造業は平均の8倍）、「電気の使用に係る原単位の改善のために**経済産業省令で定める基準**」、「年間の当該事業に係る電気の使用量が**政令で定める量**」

第3項第2号「事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において**政令で定める割合**」

■ 改正法 <賦課金に係る特例> ※下線は旧法より追記・修正があった条文

第十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第四十条第二項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の**政令で定める倍数**を超える事業を行う者であって、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために**経済産業省令で定める基準**に適合する取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が**政令で定める量**を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 <略>

3 前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

二 電気事業者が供給した当該事業所の当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額

二 事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において、**政令で定める割合**

4～6 <略>

■ 参考：減免制度に係る現状（電力多消費産業に賦課金の8割を減免）

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	…	2030年度
事業者	855事業者	1031事業者	1047事業者	1064事業者	1087事業者	…	—
制度必要額	70億円	184億円	267億円	565億円	約900億円※1	…	1300億円程度※2

※1 2016年度の制度必要額は見込み。

※2 現行の減免制度の下で、長期エネルギー需給見通しにおいて示された再生可能エネルギーの導入等を前提に機械的に試算。減免対象となる電力使用量等によって必要額は変動する。

3 - ②. その他の事項

- 今後改正法の施行に向けて更に以下の事項に関して定めていく必要があり、調達価格等算定委員会などのしかるべき場において検討を行うこととする。

<価格関係>

- 価格目標の設定
→価格目標の設定時期・水準について、その策定方法を含めて調達価格等算定委員会で議論を行う。
- 数年先の認定案件の買取価格決定
→リードタイムの長い電源について、数年先の認定案件の買取価格まで予め決定する場合、その年数について、調達価格等算定委員会で議論を行う。価格低減スケジュールを設定する場合についても同様。

<入札関係>

- 入札実施指針の策定
→入札対象となる電源、その規模といった入札における具体的参加要件等を調達価格等算定委員会で議論を行う。

<送配電買取関係>

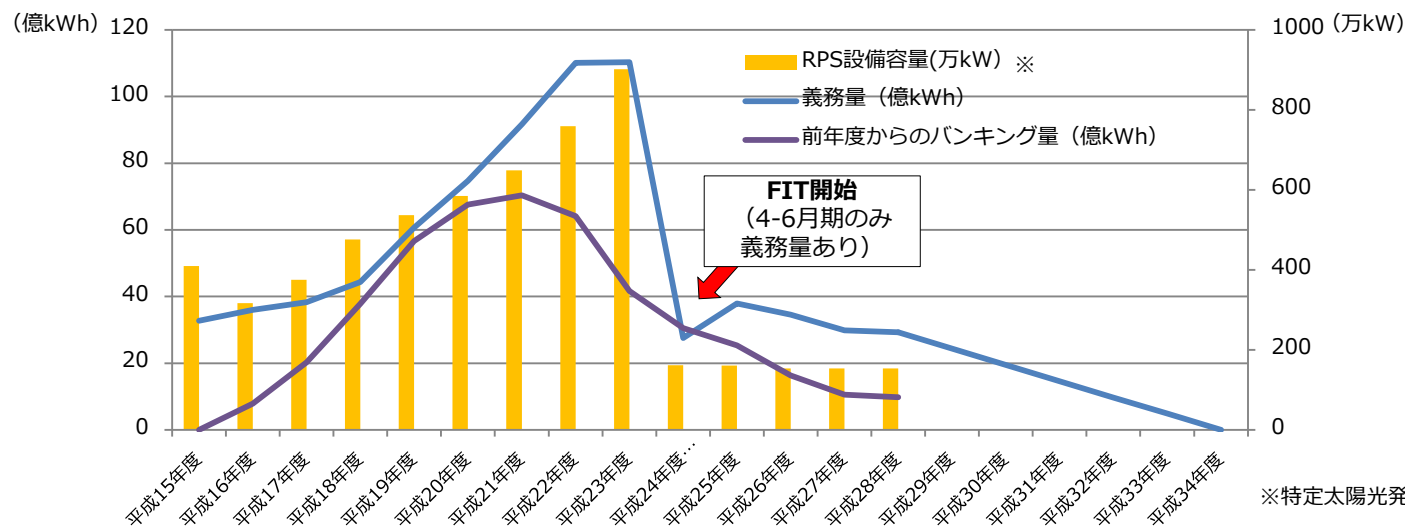
- 再生可能エネルギー電気卸供給約款の提出時期等
→事前周知のため、今年末の提出を求めることとする。変更命令の対象となるかについて審査が必要となるため、審査基準を今後公表。また、特定送配電事業者向けにモデル約款を事前に公表。
- FIT電気の発電計画、インバランス等
→算定方法、時期、作成主体、インバランス負担の在り方等について、今後議論を行う。
- FIT電気の表示
→特に、卸電力取引市場を経由する場合の対応について、今後議論を行う。

4. RPS関係

- RPS経過措置については、**平成29年度から5年間で廃止することとする**。これに伴い、事業者による自主的・計画的なRPS認定設備の認定廃止を促すため、**経過措置利用量（義務量）を年4.9億kWhずつ引き下げ、平成34年4月以降の義務量を0とする**。
- **平成33年度までの各年度の義務量については、今年度中に公表する**。また、RPS認定発電設備を持つ事業者の予見可能性を高める観点から、原則、平成33年度までの義務量の変更は行わないこととする。
- RPS制度の経過措置廃止までの間（平成29～33年度）、**運転開始からの期間がFITによる買取期間を経過していないRPS認定設備について、FIT制度移行を認める**。
- バンキング・ボローイングは引き続き認めるが、平成34年度以降は義務量が0となるため、新エネルギー等電気相当量（RPS価値）は平成34年度以降、実質的に無価値化することが予想される。

<今後5年間の義務量（案）>

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
義務量 (億kWh)	29.3	24.4	19.5	14.7	9.8	4.9	0

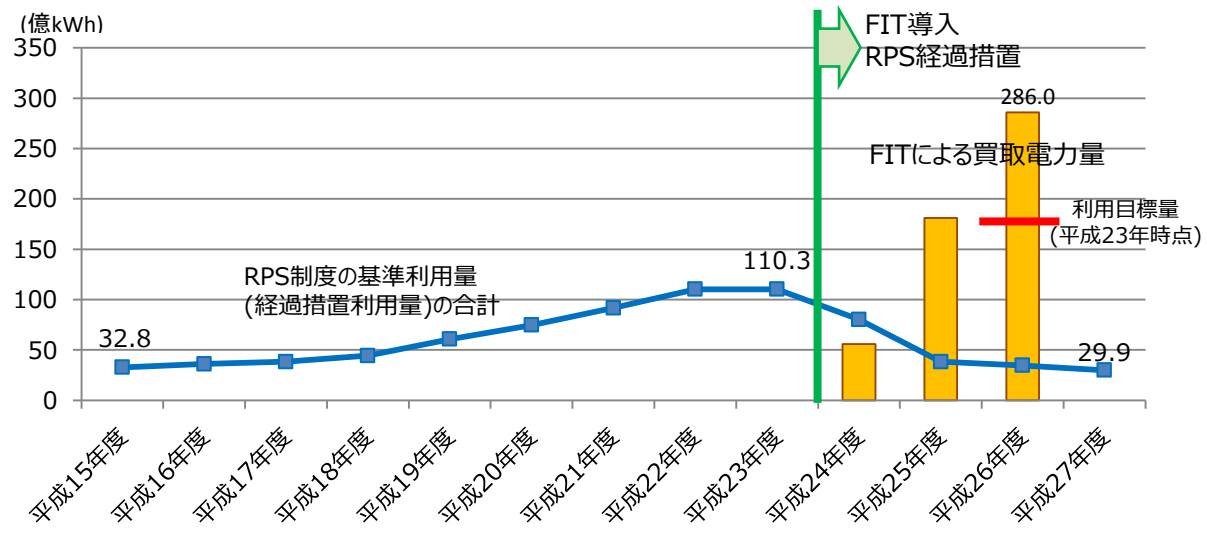


※特定太陽光発電設備の容量を含む。

【参考】RPS制度の経過措置の廃止

- 平成15年に全面施行されたRPS制度は、新エネルギー等電気の利用目標量を定め、電気事業者に対してその利用を義務付ける制度であり、目標に向かって「基準利用量」を毎年増加させていた。
- **RPS法は、再生可能エネルギー特別措置法の施行時に廃止されたが**、RPS制度の下で設置された認定設備の投資回収ができなくなる恐れがあったこと等により、「**当分の間、なお、その効力を有する**」とした。
- しかし、**固定価格買取制度（FIT）の開始後、RPS認定設備の多くはFITに移行し**、経過措置中の「経過措置利用量」は、認定設備の廃止の状況等にあわせて毎年減少している。また、RPS制度の利用目標量はFIT導入前の平成23年時点で平成26年度に173.3億kWhとされていたが、平成26年度のFITによる買取電力量は286.0億kWhと大幅に超過した。
- したがって、**一定の期間を設け、RPS制度の経過措置を廃止してはどうか**。なお、投資回収が終わっていない認定設備があることに配慮して、FITの調達期間が経過していない設備については、FITへの移行を認めることを検討してはどうか。

＜RPS制度の基準利用量とFITの買取電力量の推移＞



＜RPS制度の認定設備＞

	平成23年度末		平成26年度末	
	設備数	出力合計	設備数	出力合計
風力	403	256万kW	74	4万kW
太陽光	152	10万kW	71	8万kW
地熱	1	0.2万kW	1	0.2万kW
水力	522	22万kW	404	18万kW
バイオマス	377	231万kW	163	126万kW
複合型	38	1.5万kW	24	1.2万kW
合計	1,493	520万kW	737	158万kW